

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第 2 章 関税の確定、納付、徴収及び還付</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 通則</p> <p>（賦課課税方式に関する用語の意義）</p> <p>6 の 2 - 2 法第 6 条の 2 <u>第 1 項第 2 号</u>に規定する賦課課税方式に関する用語の意義は、それぞれ次による。</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) 同号ニに規定する「一定の事実が生じた場合に直ちに徴収するものとされている関税」とは、次のような関税をいう。</p> <p>イ及びロ （省略）</p> <p>ハ 保税蔵置場等に置かれた貨物が亡失し又は滅却されたため徴収する関税、保税作業等のため保税地域外に出された貨物が指定期間を過ぎてもその出された場所にあるため徴収する関税、保税展示場に入れられた貨物が許可期間の満了等の後も搬出その他の措置がされないため徴収する関税、交付前郵便物（法第 76 条の 2 第 1 項に規定する交付前郵便物をいう。後記 76 の 2 - 4 - 1、76 の 2 - 4 - 3 及び 76 の 2 - 4 - 4 において同じ。）が亡失し又は滅却されたため徴収する関税（法第 45 条第 1 項（第 36 条、第 41 条の 5、第 61 条の 4、第 62 条の 7 及び第 62 条の 15 において準用する場合を含む。）、第 61 条第 5 項（第 62 条の 7 及び第 62 条の 15 において準用する場合を含む。）第 62 条の 5、第 62 条の 6 第 1 項及び第 76 条の 2 第 1 項）</p> <p>ニ及びホ （省略）</p> <p>(3)及び(4) （省略）</p> <p style="text-align: center;">第 2 節 申告納税方式による関税の確定</p> <p>（評価申告の再審査等の結果行う更正等の取扱い）</p> <p>7 - 16 評価申告の再審査等の結果、申告内容が正当でないことが判明した場合等における既往の納税申告に係る課税標準及び税額の更正等の取扱いは、次による。</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 関税の確定、納付、徴収及び還付</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 通則</p> <p>（賦課課税方式に関する用語の意義）</p> <p>6 の 2 - 2 法第 6 条の 2 <u>第 12 号</u>に規定する賦課課税方式に関する用語の意義は、それぞれ次による。</p> <p>(1) （同左）</p> <p>(2) 同号ニに規定する「一定の事実が生じた場合に直ちに徴収するものとされている関税」とは、次のような関税をいう。</p> <p>イ及びロ （同左）</p> <p>ハ 保税蔵置場等に置かれた貨物が亡失し又は滅却されたため徴収する関税、保税作業等のため保税地域外に出された貨物が指定期間を過ぎてもその出された場所にあるため徴収する関税、保税展示場に入れられた貨物が許可期間の満了等の後も搬出その他の措置がされないため徴収する関税、交付前郵便物（法第 76 条<u>第</u>の 2 第 1 項に規定する交付前郵便物をいう。後記 76 の 2 - 4 - 1、76 の 2 - 4 - 3 及び 76 の 2 - 4 - 4 において同じ。）が亡失し又は滅却されたため徴収する関税（法第 45 条第 1 項（第 36 条、第 41 条の 5、第 61 条の 4、第 62 条の 7 及び第 62 条の 15 において準用する場合を含む。）、第 61 条第 5 項（第 62 条の 7 及び第 62 条の 15 において準用する場合を含む。）第 62 条の 5、第 62 条の 6 第 1 項及び第 76 条の 2 第 1 項）</p> <p>ニ及びホ （同左）</p> <p>(3)及び(4) （同左）</p> <p style="text-align: center;">第 2 節 申告納税方式による関税の確定</p> <p>（評価申告の再審査等の結果行う更正等の取扱い）</p> <p>7 - 16 評価申告の再審査等の結果、申告内容が正当でないことが判明した場合等における既往の納税申告に係る課税標準及び税額の更正等の取扱いは、次による。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(1) (省略)</p> <p>(2) 包括申告書が提出されていない場合の取扱い 令第 4 条第 3 項の規定により包括申告書を提出することができる場合であるにもかかわらず包括申告書が提出されていない場合（前記 7－9(3)の規定により提出されていない場合を含む。）において、同条第 1 項第 3 号若しくは第 4 号又は令第 4 条の 2 第 1 項第 11 号若しくは第 12 号に掲げる事項につき個々の納税申告においても申告されておらず、又は正当に申告されていないことが判明したときは、当該個々の納税申告について上記(1)に準じて処理するものとする。</p> <p>(3) 事前審査を受けた個別申告書が提出されている場合の取扱い 後記 7－20 の規定による事前審査を受けた個別評価申告書（以下この項において「個別申告書」という。）が提出されている場合において、令第 4 条第 1 項第 3 号若しくは第 4 号又は令第 4 条の 2 第 1 項第 11 号若しくは第 12 号に掲げる事項につき、正当に申告されていないことが判明したときは、当該個別申告書に係る納税申告について上記(1)に準じて処理するものとする。</p>	<p>(1) (同左)</p> <p>(2) 包括申告書が提出されていない場合の取扱い 令第 4 条第 3 項の規定により包括申告書を提出することができる場合であるにもかかわらず包括申告書が提出されていない場合（前記 7－9(3)の規定により提出されていない場合を含む。）において、同条第 1 項第 3 号若しくは第 4 号又は令第 4 条の 2 第 1 項第 10 号若しくは第 11 号に掲げる事項につき個々の納税申告においても申告されておらず、又は正当に申告されていないことが判明したときは、当該個々の納税申告について上記(1)に準じて処理するものとする。</p> <p>(3) 事前審査を受けた個別申告書が提出されている場合の取扱い 後記 7－20 の規定による事前審査を受けた個別評価申告書（以下この項において「個別申告書」という。）が提出されている場合において、令第 4 条第 1 項第 3 号若しくは第 4 号又は令第 4 条の 2 第 1 項第 10 号若しくは第 11 号に掲げる事項につき、正当に申告されていないことが判明したときは、当該個別申告書に係る納税申告について上記(1)に準じて処理するものとする。</p>
<p style="text-align: center;">第 4 章 保稅地域</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 總則</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 保稅地域</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 總則</p>
<p>(要檢疫物件を保稅地域以外に持ち出す場合の取扱い)</p> <p>30－5 令第 25 条第 4 号から第 7 号までに掲げる貨物を検査又は檢疫（以下「檢疫等」という。）のため保稅地域以外の場所に持ち出す場合の取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 要檢疫物件を檢疫等の終了後保稅地域において通關する場合 イ 要檢疫物件を檢疫等のため保稅地域から特定の検査場所又はけい</p>	<p>(要檢疫物件を保稅地域以外に持ち出す場合の取扱い)</p> <p>30－5 令第 25 条第 4 号《<u>植物防疫法による検査のための特定の場所に置かれる輸入植物等</u>》、第 5 号《<u>狂犬病予防法による檢疫のため特定の場所に置かれる犬</u>》、第 6 号《<u>家畜伝染病予防法による檢疫のため特定の場所に置かれる指定檢疫物</u>》又は第 7 号《<u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による檢疫のため特定の場所に置かれる指定動物</u>》に掲げる貨物を検査又は檢疫（以下「檢疫等」という。）のため保稅地域以外の場所に持ち出す場合の取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 要檢疫物件を檢疫等の終了後保稅地域において通關する場合 イ 要檢疫物件を檢疫等のため保稅地域から特定の検査場所又はけい</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>留場所へ運搬し、検査等の終了後もとの保税地域又は他の保税地域に搬入の上、そこで通関手続を行う場合においては、保税運送の手続を行うことを求める。この場合における保税運送の手続は、「外国貨物運送申告書（目録兼用）」（C-4000）2 通の提出により行うものとし、その運送先の欄に再搬入される保税地域名を記入した上で「〇〇検査場所経由」とかつこ書で併記することを求め、保税運送を承認したときは、うち 1 通を検査係官に送付し、当該係官の到着証明をもって要検査物件の検査等を受ける場所への到着を確認する。</p> <p>ロ 上記イにより運搬された要検査物件が植物防疫法第 9 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づいて廃棄し、又は家畜伝染病予防法第 21 条、第 23 条若しくは第 46 条の規定により焼却し若しくは埋没されることとなったときは、「外国貨物廃棄届」（C-3080）により届出を行うことを求める。</p> <p>(2) 要検査物件を検査等の終了後指定検査場所等で通関する場合</p> <p>イ 要検査物件を検査等のため指定検査場所等へ運搬し、検査等の終了後その場所に貨物を蔵置し通関手続を行う場合においては、あらかじめその指定検査場所等について他所蔵置の許可を受けた上、その場所への発送を認めるものとし、その他所蔵置場所における輸入手続については通常の輸入手続による。ただし、要検査物件が生きている動物（ふ化用卵を含み、馬、牛及び豚を除く。）である場合において、その指定検査場所等が税関官署から遠隔地にあるため、上記により輸入手続を行うことが事務処理の効率化の見地から適当でないと認められるときは、その指定検査場所等への運搬に先立って輸入申告を行うことを求め、これについて必要な貨物確認（他法令の該非の確認、関税分類、知的財産侵害物品の認定等輸入貨物等についての適正な審査を行うため、従来、通関部門が行っていた貨物の検査のことをいう。）を行い、発送を認めることとし、検査証明書の提出をまつて輸入を許可して差し支えない。この場合においては、指定検査場所等についての他所蔵置の許可を要しない。</p>	<p>留場所へ運搬し、検査等の終了後もとの保税地域又は他の保税地域に搬入の上、そこで通関手続を行う場合においては、保税運送の手続をとらせる。この場合における保税運送の手続は、「外国貨物運送申告書（目録兼用）」（C-4000）2 通を提出させて、その運送先の欄に再搬入される保税地域名を記入させるとともに「〇〇検査場所経由」とかつこ書で併記させ、保税運送を承認したときは、うち 1 通を検査係官に送致し、当該係官の到着証明をもって要検査物件の検査等を受ける場所への到着を確認する。</p> <p>ロ 上記イにより運搬された要検査物件が植物防疫法第 9 条第 1 項《有害植物等の廃棄処分等》若しくは第 2 項《違法に輸入された植物等の廃棄処分等》の規定に基づいて廃棄し、又は家畜伝染病予防法第 21 条《死体の焼却等の義務》、第 23 条《汚染物品の焼却等の義務》若しくは第 46 条《検査に基づく処置》の規定により焼却し若しくは埋没されることとなったときは、「外国貨物廃棄届」（C-3080）により届出を行わせる。</p> <p>(2) 要検査物件を検査等の終了後指定検査場所等で通関する場合</p> <p>イ 要検査物件を検査等のため指定検査場所等へ運搬し、検査等の終了後その場所に貨物を蔵置し通関手続を行う場合においては、あらかじめその指定検査場所等について他所蔵置の許可を受けさせた上、その場所への発送を認めるものとし、その他所蔵置場所における輸入手続については通常の輸入手続による。ただし、要検査物件が生きている動物（ふ化用卵を含み、馬、牛及び豚を除く。）である場合において、その指定検査場所等が税関官署から遠隔地にあるため、上記により輸入手続を行わせることが事務処理の効率化の見地から適当でないと認められるときは、その指定検査場所等への運搬に先立って輸入申告をさせ、これについて必要な貨物確認（他法令の該非の確認、関税分類、知的財産侵害物品の認定等輸入貨物等についての適正な審査を行うため、従来、通関部門が行っていた貨物の検査のことをいう。）を行い、発送を認めることとし、検査証明書の提出をまつて輸入を許可して差し支えない。この場合においては、指定検査場所等についての他所蔵置の許可を要しない。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>ロ 検査等のため指定検査場所等へ運搬された要検査物件が上記(1)のロと同様の理由により廃棄し、焼却し又は埋没等の処分が行われることとなった場合においては、「外国貨物廃棄届」により届出を行うことを求めるものとする。この場合において、その届出に係る要検査物件が上記イのただし書による動物でありその廃棄が滅却に該当する場合にあっては、さきに提出された輸入申告の撤回を認め、その他の場合にあっては、定率法第10条第1項の規定を適用して減税を認めるものとする。</p>	<p>ロ 検査等のため指定検査場所等へ運搬された要検査物件が上記(1)のロと同様の理由により廃棄し、焼却し又は埋没等の処分が行われることとなった場合においては、「外国貨物廃棄届」により届出を行わせるものとする。この場合において、その届出に係る要検査物件が上記イのただし書による動物でありその廃棄が滅却に該当する場合にあっては、さきに提出された輸入申告の撤回を認め、その他の場合にあっては、定率法第10条第1項<u>《変質、損傷等の場合の減税》</u>の規定を適用して減税を認めるものとする。</p>
<p style="text-align: center;">第3節 保税蔵置場</p>	<p style="text-align: center;">第3節 保税蔵置場</p>
<p>（保税蔵置場における貨物の同時蔵置）</p> <p>42-3 保税蔵置場においては、法第56条第1項に規定する貨物の混合は認められないが、保税蔵置場の許可を受けようとする施設が石油その他の液体貨物を蔵置するタンク又は穀物その他のばら貨物を蔵置するサイロ若しくは土間である場合において、それらの施設の効率的な使用のため、それらの施設において次のいずれかに該当する貨物（内国貨物を含む。）で搬入の時期を異にするものを同時に蔵置する必要があると認められるときは、税関における取締り上特に支障がないと認められる場合に限り、その同時蔵置を同項に規定する貨物の混合とみず、搬入の時期を異にするそれぞれの貨物それぞれの搬入の順序に従って同一の施設に蔵置されるものとして、取り扱って差し支えないものとする。</p> <p>(1)～(5) （省略）</p> <p>(6) 定率法の別表第2709.00号に掲げる原油（エチレン、プロピレン、ブチレン、ブタジエン、ベンゼン、トルエン、キシレン又は石油樹脂を製造するため、オレフィン製造設備（エチレンの製造を主たる目的とするものに限る。）の分解炉で熱分解用に供されるものに限る。）、<u>同表第2710.12号の1の(1)のCの(a)及び第2710.20号の1の(1)のCの(a)に掲げる揮発油、同表第2710.12号の1の(2)のBの(a)、第2710.19号の1の(1)のBの(a)及び第2710.20号の1の(2)のBの(a)に掲げる灯油並びに同表第2710.12号の1の(3)のA、第2710.19号の1の(2)のA及び第2710.20号の1の(3)のAに掲げる軽油</u></p>	<p>（保税蔵置場における貨物の同時蔵置）</p> <p>42-3 保税蔵置場においては、法第56条第1項に規定する貨物の混合は認められないが、保税蔵置場の許可を受けようとする施設が石油その他の液体貨物を蔵置するタンク又は穀物その他のばら貨物を蔵置するサイロ若しくは土間である場合において、それらの施設の効率的な使用のため、それらの施設において次のいずれかに該当する貨物（内国貨物を含む。）で搬入の時期を異にするものを同時に蔵置する必要があると認められるときは、税関における取締り上特に支障がないと認められる場合に限り、その同時蔵置を同項に規定する貨物の混合とみず、搬入の時期を異にするそれぞれの貨物それぞれの搬入の順序に従って同一の施設に蔵置されるものとして、取り扱って差し支えないものとする。</p> <p>(1)～(5) （同左）</p> <p>(6) 定率法の別表第2709.00号に掲げる原油（エチレン、プロピレン、ブチレン、ブタジエン、ベンゼン、トルエン、キシレン又は石油樹脂を製造するため、オレフィン製造設備（エチレンの製造を主たる目的とするものに限る。）の分解炉で熱分解用に供されるものに限る。）、<u>暫定法の別表第1第2710.12号の1の(1)のC及び第2710.20号の1の(1)のCに掲げる揮発油、同表第2710.12号の1の(2)のBの(2)、第2710.19号の1の(1)のBの(2)及び第2710.20号の1の(2)のBの(2)に掲げる灯油並びに同表第2710.12号の1の(3)、第2710.19号の1の(2)及び第2710.20号の1の(3)に掲げる軽油</u></p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(7)及び(8) (省略)</p> <p>(届出の取扱い)</p> <p>50-1 法第 50 条第 1 項の規定に基づく届出の取扱いは、次による。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 令第 41 条第 2 項各号に規定する届出書の添付書類の取扱いは次による。</p> <p>イ及びロ (省略)</p> <p>ハ 届出をする者が既に他の場所について届出書を提出している場合であって、既に提出された届出書の添付書類に記載されている内容と同様であることが確認できるものについては、その提出を省略するものとする。また、届出をする者が同時に 2 箇所以上の場所について届出書を提出する場合には、当該届出書の添付書類で同一の内容のものについては、1 部で足りるものとする。<u>その他、届出をする者が法第 42 条第 1 項の許可を受けている場所について届出を行う場合であって、既に提出されている書類の内容と同様であることが確認できるものについては、その提出を省略するものとする。</u></p> <p>(3)～(6) (省略)</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 運送</p> <p style="text-align: center;"><u>(内国貨物の運送手続を要しない場合)</u></p> <p>66-5 <u>特例輸入者に係る特例申告貨物のうち船（取）卸港に到着する前に輸入の許可を受けたもの（内国貨物）について、引き続き当該貨物を積んでいた外国貿易船等により、本邦内の場所相互間を運送しようとする場合は、法第 66 条に規定する内国貨物の運送手続を要しないこととする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 6 章 通関</p> <p style="text-align: center;">第 7 節 知的財産侵害物品（輸出）</p>	<p>(7)及び(8) (同左)</p> <p>(届出の取扱い)</p> <p>50-1 法第 50 条第 1 項の規定に基づく届出の取扱いは、次による。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 令第 41 条第 2 項各号に規定する届出書の添付書類の取扱いは次による。</p> <p>イ及びロ (同左)</p> <p>ハ 届出をする者が<u>同一の税関の管内において既に他の場所について届出書を提出している場合であって、既に提出された届出書の添付書類に記載されている内容と同様であることが確認できるものについては、その提出を省略するものとする。また、届出をする者が同一の税関の管内において同時に 2 箇所以上の場所について届出書を提出する場合には、当該届出書の添付書類で同一の内容のものについては、1 部で足りるものとする。</u></p> <p>(3)～(6) (同左)</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 運送</p> <p>(新設)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 通関</p> <p style="text-align: center;">第 7 節 知的財産侵害物品（輸出）</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>（輸出差止申立ての提出）</p> <p>69の 4－2 輸出差止申立てをしようとする権利者に対し、次の要領により所要の資料の提出を求めるものとする。</p> <p>(1)及び(2) （省略）</p> <p><u>(3) 認定手続を執るべきことを申し立てる貨物（対象品）</u> <u>自己の権利又は営業上の利益を侵害すると認める貨物のうち認定手続を執るべきことを申し立てる貨物（以下この節において「対象品」という。）を特定するよう求めるものとする。なお、対象品が不明確である場合には、審査ができないことに留意すること。</u></p> <p>(4) （省略）</p> <p>(5) （省略）</p> <p>（輸出（積戻し）差止申立書の添付資料）</p> <p>69の 4－3 「輸出（積戻し）差止申立書」に添付を求める資料は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) 侵害の事実を疎明するための資料 輸出差止申立てに係る<u>対象品</u>が侵害物品に該当する事実を疎明する資料であり、認定手続及び輸出差止申立てにおける専門委員意見照会等において輸出者等の利害関係者に開示できるもの （注 1）「侵害の事実」とは、国内外において現に<u>対象品</u>が存在している必要性は必ずしもなく、過去に権利侵害があったこと等により<u>対象品</u>の輸出が見込まれる場合を含むことに留意する。</p> <p>（注 2）（省略）</p> <p>イ 特許権又は実用新案権 (i) <u>対象品</u>が特許発明又は登録実用新案の技術的範囲に属すると認める理由を明らかにする資料であって、次の①から④までの事項を記載したもの（当該物品が権利侵害を構成することを証する判決書、仮処分決定通知書、判定書若しくは弁護士又は弁理士（以下この節及び次節において「弁護士等」という。）が作成した鑑定</p>	<p>（輸出差止申立ての提出）</p> <p>69の 4－2 輸出差止申立てをしようとする権利者に対し、次の要領により所要の資料の提出を求めるものとする。</p> <p>(1)及び(2) （同左）</p> <p>（新設）</p> <p>(3) （同左）</p> <p>(4) （同左）</p> <p>（輸出（積戻し）差止申立書の添付資料）</p> <p>69の 4－3 「輸出（積戻し）差止申立書」に添付を求める資料は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) （同左）</p> <p>(2) 侵害の事実を疎明するための資料 輸出差止申立てに係る<u>侵害すると認める物品</u>が侵害物品に該当する事実を疎明する資料であり、認定手続及び輸出差止申立てにおける専門委員意見照会等において輸出者等の利害関係者に開示できるもの （注 1）「侵害の事実」とは、国内外において現に<u>侵害すると認める物品</u>が存在している必要性は必ずしもなく、過去に権利侵害があったこと等により<u>侵害すると認める物品</u>の輸出が見込まれる場合を含むことに留意する。</p> <p>（注 2）（同左）</p> <p>イ 特許権又は実用新案権 (i) <u>侵害すると認める物品</u>が特許発明又は登録実用新案の技術的範囲に属すると認める理由を明らかにする資料であって、次の①から④までの事項を記載したもの（当該物品が権利侵害を構成することを証する判決書、仮処分決定通知書、判定書若しくは弁護士又は弁理士（以下この節及び次節において「弁護士等」という。）</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>書が提出された場合は、この限りでない。）</p> <p>① （省略）</p> <p>② <u>対象品</u>の技術的構成を上記①の記載と対応させた、<u>対象品</u>の具体的態様の特定（例えば、上記①の構成要件の一つが「厚さ 1～5 mmの金属製の蓄熱板」であるとき、<u>対象品</u>の対応部分の寸法、材質、用途を特定する。）</p> <p>③ 上記①に記載した技術的範囲の説明と上記②に記載した具体的態様を対比して説明した、<u>対象品</u>が権利の技術的範囲に属する理由</p> <p>④ <u>対象品</u>が特許請求（又は実用新案登録請求）の範囲に記載された構成と均等なものとして、特許発明（又は登録実用新案）の技術的範囲に属すると主張する場合には、その理由及び証拠</p> <p>（㍑）実用新案権については、次の資料の添付を求めるものとする。</p> <p>① （省略）</p> <p>② 実用新案法第29条の2の規定に基づき権利者が権利侵害を行う者に対して発した警告書の写し（権利者が権利侵害を行う者を把握し、かつ、警告を発していない場合には警告書を発するよう指導し、<u>対象品</u>を輸出することが予想される者のうちその者に対する警告書の写しが添付されていないものについては、その者に係る部分について「輸出（積戻し）差止申立書」が受け付けられていないものとして取り扱うとともに、「輸出（積戻し）差止申立書」には可能な限り権利侵害を行う者の具体的情報の記載を求める。）</p> <p>ロ 意匠権</p> <p><u>対象品</u>が登録意匠及びこれに類似する意匠の範囲に属すると認める理由を明らかにする資料であって、次の①から③までの事項を記載したもの（当該物品が権利侵害を構成することを証する判決書、仮処分決定通知書、判定書又は弁護士等が作成した鑑定書が提出された場合は、この限りでない。）</p> <p>① （省略）</p>	<p>が作成した鑑定書が提出された場合は、この限りでない。）</p> <p>① （同左）</p> <p>② <u>侵害すると認める物品</u>の技術的構成を上記①の記載と対応させた、<u>侵害すると認める物品</u>の具体的態様の特定（例えば、上記①の構成要件の一つが「厚さ 1～5 mmの金属製の蓄熱板」であるとき、<u>侵害すると認める物品</u>の対応部分の寸法、材質、用途を特定する。）</p> <p>③ 上記①に記載した技術的範囲の説明と上記②に記載した具体的態様を対比して説明した、<u>侵害すると認める物品</u>が権利の技術的範囲に属する理由</p> <p>④ <u>侵害すると認める物品</u>が特許請求（又は実用新案登録請求）の範囲に記載された構成と均等なものとして、特許発明（又は登録実用新案）の技術的範囲に属すると主張する場合には、その理由及び証拠</p> <p>（㍑）実用新案権については、次の資料の添付を求めるものとする。</p> <p>① （同左）</p> <p>② 実用新案法第29条の2の規定に基づき権利者が権利侵害を行う者に対して発した警告書の写し（権利者が権利侵害を行う者を把握し、かつ、警告を発していない場合には警告書を発するよう指導し、<u>侵害すると認める物品</u>を輸出することが予想される者のうちその者に対する警告書の写しが添付されていないものについては、その者に係る部分について「輸出（積戻し）差止申立書」が受け付けられていないものとして取り扱うとともに、「輸出（積戻し）差止申立書」には可能な限り権利侵害を行う者の具体的情報の記載を求める。）</p> <p>ロ 意匠権</p> <p><u>侵害すると認める物品</u>が登録意匠及びこれに類似する意匠の範囲に属すると認める理由を明らかにする資料であって、次の①から③までの事項を記載したもの（当該物品が権利侵害を構成することを証する判決書、仮処分決定通知書、判定書又は弁護士等が作成した鑑定書が提出された場合は、この限りでない。）</p> <p>① （同左）</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>② 上記①の記載と対応させた、<u>対象品</u>の特定及び説明</p> <p>③ 上記①の登録意匠の説明と上記②の<u>対象品</u>を対比して説明した、<u>対象品</u>が登録意匠及びこれに類似する意匠の範囲に属する理由</p> <p>ハ 商標権 <u>対象品</u>の標章の使用の態様を示す写真等の資料であって、商品全体を観察できるもの（補足説明を含む）。なお、この場合、次の①及び②の事項が明らかになるよう留意する。（当該物品が権利侵害を構成することを証する判決書、仮処分決定通知書、判定書又は弁護士等が作成した鑑定書が提出された場合は、この限りでない。）</p> <p>① <u>対象品</u>に付された商標が登録商標と同一又は類似する商標であること</p> <p>② <u>対象品</u>が指定商品と同一又は類似する商品であること</p> <p>ニ 著作権又は著作隣接権 <u>対象品</u>が著作権又は著作隣接権を侵害する理由を明らかにする資料であって、例えば次の①及び②に掲げる事項を記載したもの（当該物品が権利侵害を構成することを証する判決書、仮処分決定通知書又は弁護士等が作成した鑑定書が提出された場合は、この限りでない。）</p> <p>① <u>対象品</u>が著作物に依拠していること</p> <p>② <u>対象品</u>が著作物と同一性又は類似性を有すること</p> <p>ホ 育成者権 <u>対象品</u>が育成者権を侵害する理由を明らかにする資料であって、例えば次の①から④までに掲げる資料（当該物品が権利侵害を構成することを証する判決書、仮処分決定通知書又は弁護士等が作成した鑑定書が提出された場合は、この限りでない。）なお、可能な限り③について提出されることが望ましい。</p> <p>① 登録品種の植物体と<u>対象品</u>の植物体同士を同一条件下で比較栽</p>	<p>② 上記①の記載と対応させた、<u>侵害すると認める物品</u>の特定及び説明</p> <p>③ 上記①の登録意匠の説明と上記②の<u>侵害すると認める物品</u>を対比して説明した、<u>侵害すると認める物品</u>が登録意匠及びこれに類似する意匠の範囲に属する理由</p> <p>ハ 商標権 <u>侵害すると認める物品</u>の標章の使用の態様を示す写真等の資料であって、商品全体を観察できるもの（補足説明を含む）。なお、この場合、次の①及び②の事項が明らかになるよう留意する。（当該物品が権利侵害を構成することを証する判決書、仮処分決定通知書、判定書又は弁護士等が作成した鑑定書が提出された場合は、この限りでない。）</p> <p>① <u>侵害すると認める物品</u>に付された商標が登録商標と同一又は類似する商標であること</p> <p>② <u>侵害すると認める物品</u>が指定商品と同一又は類似する商品であること</p> <p>ニ 著作権又は著作隣接権 <u>侵害すると認める物品</u>が著作権又は著作隣接権を侵害する理由を明らかにする資料であって、例えば次の①及び②に掲げる事項を記載したもの（当該物品が権利侵害を構成することを証する判決書、仮処分決定通知書又は弁護士等が作成した鑑定書が提出された場合は、この限りでない。）</p> <p>① <u>侵害すると認める物品</u>が著作物に依拠していること</p> <p>② <u>侵害すると認める物品</u>が著作物と同一性又は類似性を有すること</p> <p>ホ 育成者権 <u>侵害すると認める物品</u>が育成者権を侵害する理由を明らかにする資料であって、例えば次の①から④までに掲げる資料（当該物品が権利侵害を構成することを証する判決書、仮処分決定通知書又は弁護士等が作成した鑑定書が提出された場合は、この限りでない。）なお、可能な限り③について提出されることが望ましい。</p> <p>① 登録品種の植物体と<u>侵害すると認める物品</u>の植物体同士を同一</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>培し、両者の特性を比較した資料</p> <p>② <u>対象品</u>が登録品種の品種登録簿に記載された登録品種の審査特性により明確に区別されない品種であって、当該<u>対象品</u>が当該登録品種と特性により明確に区別されない品種であることが法律上推定されることを明らかにする資料</p> <p>③ <u>対象品</u>のDNA鑑定書</p> <p>④ （省略）</p> <p>へ （省略）</p> <p>(3) 識別ポイントに係る資料 当該輸出差止申立てに基づき認定手続を執るべき税関において、侵害疑義物品の発見の参考となる資料であり、<u>次の①から③までに掲げる事項を記載したもの</u></p> <p>① <u>対象品（商品名、型番、写真等）</u></p> <p>② <u>真正品と対象品の真偽識別資料（形状等の真偽識別ポイント及び方法。特に、対象品が、いわゆるデッドコピー商品の場合には、真正品と対象品の違いを写真により明示した資料の提出を求めるものとする。）</u></p> <p>③ <u>その他参考資料（包装等）</u></p> <p>(4) （省略）</p> <p>(5) 代理権に関する書類（代理人が輸出差止申立ての手続を行う場合に限る。） 権利者が、代理人に輸出差止申立ての手続を委任する場合には、委任の範囲が明示された代理権を証したものを<u>（原本であることを要しない。）</u></p>	<p>条件下で比較栽培し、両者の特性を比較した資料</p> <p>② <u>侵害すると認める物品</u>が登録品種の品種登録簿に記載された登録品種の審査特性により明確に区別されない品種であって、当該<u>侵害すると認める物品</u>が当該登録品種と特性により明確に区別されない品種であることが法律上推定されることを明らかにする資料</p> <p>③ <u>侵害すると認める物品</u>のDNA鑑定書</p> <p>④ （同左）</p> <p>へ （同左）</p> <p>(3) 識別ポイントに係る資料 当該輸出差止申立てに基づき認定手続を執るべき税関において、侵害疑義物品の発見の参考となる資料であり、<u>真正商品又は侵害すると認める物品の特徴（商品名や型番等の特有の表示、形状、包装等の真正商品と侵害すると認める物品を識別するポイント及び方法）を示したもの</u> <u>（特に、侵害すると認める物品が、いわゆるデッドコピー商品の場合には、真正商品と侵害すると認める物品の違いを写真により明示した資料の提出を求めるものとする。）</u> （新設） （新設） （新設）</p> <p>(4) （同左）</p> <p>(5) 代理権に関する書類（代理人が輸出差止申立ての手続を行う場合に限る。） 権利者が、代理人に輸出差止申立ての手続を委任する場合には、委任の範囲が明示された代理権を証したもの</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>（その他の資料）</p> <p>69の 4－4 申立先税関の本関知的財産調査官は、申立人から次の①から⑤に掲げる資料等を輸出差止申立ての受理の際又は当該受理の後追加して提出したい旨の申出があった場合において、認定手続を執るために必要と認めるときは、当該資料等を逐次受理し、当該輸出差止申立てに基づき認定手続を執る他の税関に連絡する。この場合において、提出された資料等は、輸出差止申立てに係る添付資料等の一部として取り扱うこととする。なお、申立先税関の本関知的財産調査官及び総括知的財産調査官が必要と認める場合には、必要と認める資料等の提出をしようとして差し支えない。</p> <p>① 輸出差止申立てに係る<u>対象品</u>について権利侵害を証する裁判所の判決書若しくは仮処分決定通知書の写し又は特許庁の判定書の写し</p> <p>② 弁護士等が作成した輸出差止申立てに係る<u>対象品</u>に関する鑑定書（日本知的財産仲裁センター等の知的財産に係る事項を扱う裁判外紛争処理機関が作成した判定書その他の資料を含む。以下この節及び次節において同じ。）</p> <p>③及び④ （省略）</p> <p>⑤ <u>対象品</u>を輸出することが予想される者、その仕向人その他<u>対象品</u>に関する情報を確認することができる資料</p> <p>（輸出差止申立ての受理前の公表等）</p> <p>69の 4－6 前記69の 4－2の規定に基づき提出された「輸出（積戻し）差止申立書」（「輸出（積戻し）差止申立書（保護対象営業秘密関係）」を除く。）の記載事項及び添付資料に不備がないことを確認したときは、速やかに以下の事務を行うものとする。</p> <p>(1) 税関ホームページにおける公表等</p> <p>総括知的財産調査官は、申立審査通達の第 2 章において準用する第 1 章の 2 の(1)により申立先税関の本関知的財産調査官から連絡を受けた場合、「輸出（積戻し）差止申立書」に基づき、次の事項を財務省の税関ホームページを利用して公表する。この場合には、利害関係者</p>	<p>（その他の資料）</p> <p>69の 4－4 申立先税関の本関知的財産調査官は、申立人から次の①から⑤に掲げる資料等を輸出差止申立ての受理の際又は当該受理の後追加して提出したい旨の申出があった場合において、認定手続を執るために必要と認めるときは、当該資料等を逐次受理し、当該輸出差止申立てに基づき認定手続を執る他の税関に連絡する。この場合において、提出された資料等は、輸出差止申立てに係る添付資料等の一部として取り扱うこととする。なお、申立先税関の本関知的財産調査官及び総括知的財産調査官が必要と認める場合には、必要と認める資料等の提出をしようとして差し支えない。</p> <p>① 輸出差止申立てに係る<u>侵害すると認める物品</u>について権利侵害を証する裁判所の判決書若しくは仮処分決定通知書の写し又は特許庁の判定書の写し</p> <p>② 弁護士等が作成した輸出差止申立てに係る<u>侵害すると認める物品</u>に関する鑑定書（日本知的財産仲裁センター等の知的財産に係る事項を扱う裁判外紛争処理機関が作成した判定書その他の資料を含む。以下この節及び次節において同じ。）</p> <p>③及び④ （同左）</p> <p>⑤ <u>侵害すると認める物品</u>を輸出することが予想される者、その仕向人その他<u>侵害すると認める物品</u>に関する情報を確認することができる資料</p> <p>（輸出差止申立ての受理前の公表等）</p> <p>69の 4－6 前記69の 4－2の規定に基づき提出された「輸出（積戻し）差止申立書」（「輸出（積戻し）差止申立書（保護対象営業秘密関係）」を除く。）の記載事項及び添付資料に不備がないことを確認したときは、速やかに以下の事務を行うものとする。</p> <p>(1) 税関ホームページにおける公表等</p> <p>総括知的財産調査官は、申立審査通達の第 2 章において準用する第 1 章の 2 の(1)により申立先税関の本関知的財産調査官から連絡を受けた場合、「輸出（積戻し）差止申立書」に基づき、次の事項を財務省の税関ホームページを利用して公表する。この場合には、利害関係者</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>が申立先税関に意見を提出できる旨を付記するものとする。</p> <p>なお、申立審査通達の第 2 章において準用する第 1 章の 3 の(1)により、公表前に「輸出（積戻し）差止申立書」の記載事項の補正が必要であると判明した場合は、申立人に補正を求め、補正後速やかに公表するものとする。</p> <p>①及び② （省略）</p> <p>③ 「<u>認定手続を執るべきことを申し立てる貨物（対象品）</u>」の品名」差止対象となる物品の品名を表示する。</p> <p>④～⑥ （省略）</p> <p>(2) （省略）</p> <p>(3) <u>対象品及び侵害すると認める理由の開示</u></p> <p>申立先税関の本関知的財産調査官は、<u>対象品及び侵害すると認める理由</u>（申立人が提出した侵害の事実を疎明するための資料等）を、利害関係者から開示の要請があった場合は、原則として、その写しの交付等により開示するものとする。なお、申立先税関の本関知的財産調査官は、その開示にあたって、複写による資料の正確な再現が困難である等やむを得ないと認められる場合は、申立人に対して、副本の提出を求めることができるものとする。</p> <p>(4)及び(5) （省略）</p> <p>（輸出差止申立ての内容の受理後の公表）</p> <p>69の 4－8 輸出差止申立てを受理した場合には、「輸出（積戻し）差止申立書」の記載事項について、次により公表する。</p> <p>(1) 公表する事項</p> <p>イ及びロ （省略）</p> <p>ハ <u>認定手続を執るべきことを申し立てる貨物（対象品）</u>の品名</p> <p>ニ （省略）</p> <p>(2) （省略）</p> <p>（その他）</p> <p>69の 4－12 権利者から輸出差止申立て以外の方法（例：電子メール）により侵害すると認める<u>貨物</u>に係る資料等の提供があった場合は、これを</p>	<p>が申立先税関に意見を提出できる旨を付記するものとする。</p> <p>なお、申立審査通達の第 2 章において準用する第 1 章の 3 の(1)により、公表前に「輸出（積戻し）差止申立書」の記載事項の補正が必要であると判明した場合は、申立人に補正を求め、補正後速やかに公表するものとする。</p> <p>①及び② （同左）</p> <p>③ 「<u>侵害すると認める物品</u>の品名」差止対象となる物品の品名を表示する。</p> <p>④～⑥ （同左）</p> <p>(2) （同左）</p> <p>(3) <u>侵害すると認める理由の開示</u></p> <p>申立先税関の本関知的財産調査官は、侵害すると認める理由（申立人が提出した侵害の事実を疎明するための資料等）を、利害関係者から開示の要請があった場合は、原則として、その写しの交付等により開示するものとする。なお、申立先税関の本関知的財産調査官は、その開示にあたって、複写による資料の正確な再現が困難である等やむを得ないと認められる場合は、申立人に対して、副本の提出を求めることができるものとする。</p> <p>(4)及び(5) （同左）</p> <p>（輸出差止申立ての内容の受理後の公表）</p> <p>69の 4－8 輸出差止申立てを受理した場合には、「輸出（積戻し）差止申立書」の記載事項について、次により公表する。</p> <p>(1) 公表する事項</p> <p>イ及びロ （同左）</p> <p>ハ <u>侵害すると認める物品</u>の品名</p> <p>ニ （同左）</p> <p>(2) （同左）</p> <p>（その他）</p> <p>69の 4－12 権利者から輸出差止申立て以外の方法（例：電子メール）により侵害すると認める<u>物品</u>に係る資料等の提供があった場合は、これを</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>受け付けることとし、必要に応じ関係税関にその写しを送付する。なお、この場合においては、できる限り輸出差止申立てを行うようしようとするものとする。</p> <p style="text-align: center;">第8節 知的財産侵害物品（輸入）</p> <p>（用語の定義）</p> <p>69の11～69の21-1 この節において使用する次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(12) （省略）</p> <p>(13) 「輸入差止情報提供」 回路配置利用権を有する者が、後記69の13-12により、<u>自己の権利を侵害すると認めることから情報提供を行う貨物（以下「情報提供対象品」という。）</u>に関する資料を提出することをいう。</p> <p>(14)～(23) （省略）</p> <p>（輸入差止申立ての提出）</p> <p>69の13-2 輸入差止申立てをしようとする権利者に対し、次の要領により所要の資料の提出を求めるものとする。</p> <p>(1)及び(2) （省略）</p> <p>(3) <u>認定手続を執るべきことを申し立てる貨物（対象品）</u> <u>自己の権利又は営業上の利益を侵害すると認める貨物のうち認定手続を執るべきことを申し立てる貨物（以下この節において「対象品」という。）</u>を特定するよう求めるものとする。なお、対象品が不明確である場合には、審査ができないことに留意すること。</p> <p>(4) （省略）</p> <p>(5) （省略）</p> <p>（輸入差止申立書の添付資料）</p> <p>69の13-3 「輸入差止申立書」に添付を求める資料は、以下のとおりとする。</p>	<p>受け付けることとし、必要に応じ関係税関にその写しを送付する。なお、この場合においては、できる限り輸出差止申立てを行うようしようとするものとする。</p> <p style="text-align: center;">第8節 知的財産侵害物品（輸入）</p> <p>（用語の定義）</p> <p>69の11～69の21-1 この節において使用する次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(12) （同左）</p> <p>(13) 「輸入差止情報提供」 回路配置利用権を有する者が、後記69の13-12により、<u>自己の権利を侵害すると認める貨物</u>に関する資料を提出することをいう。</p> <p>(14)～(23) （同左）</p> <p>（輸入差止申立ての提出）</p> <p>69の13-2 輸入差止申立てをしようとする権利者に対し、次の要領により所要の資料の提出を求めるものとする。</p> <p>(1)及び(2) （同左）</p> <p>（新設）</p> <p>(3) （同左）</p> <p>(4) （同左）</p> <p>（輸入差止申立書の添付資料）</p> <p>69の13-3 「輸入差止申立書」に添付を求める資料は、以下のとおりとする。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(1) (省略)</p> <p>(2) 侵害の事実を疎明するための資料 <input type="checkbox"/> 輸入差止申立てに係る<u>対象品</u>が侵害物品に該当する事実を疎明する資料であり、認定手続及び輸入差止申立てにおける専門委員意見照会等において輸入者等の利害関係者に開示できるもの <input type="checkbox"/> (注 1) 「侵害の事実」とは、国内外において現に<u>対象品</u>が存在している必要性は必ずしもなく、過去に権利侵害があったこと等により<u>対象品</u>の輸入が見込まれる場合を含むことに留意する。</p> <p>(注 2) (省略)</p> <p>イ 特許権又は実用新案権</p> <p>(イ) <u>対象品</u>が特許発明又は登録実用新案の技術的範囲に属すると認める理由を明らかにする資料であって、次の①から④までの事項を記載したもの（当該物品が権利侵害を構成することを証する判決書、仮処分決定通知書、判定書又は弁護士等が作成した鑑定書が提出された場合は、この限りでない。）</p> <p>① (省略)</p> <p>② <u>対象品</u>の技術的構成を上記①の記載と対応させた、<u>対象品</u>の具体的態様の特定（例えば、上記①の構成要件の一つが「厚さ 1～5 mm の金属製の蓄熱板」であるとき、<u>対象品</u>の対応部分の寸法、材質、用途を特定する。）</p> <p>③ 上記①に記載した技術的範囲の説明と上記②に記載した具体的態様を対比して説明した、<u>対象品</u>が権利の技術的範囲に属する理由</p> <p>④ <u>対象品</u>が特許請求（又は実用新案登録請求）の範囲に記載された構成と均等なものとして、特許発明（又は登録実用新案）の技術的範囲に属すると主張する場合には、その理由及び証拠</p> <p>(ロ) 実用新案権については、次の資料の添付を求めるものとする。</p> <p>① (省略)</p> <p>② 実用新案法第 29 条の 2 の規定に基づき権利者が権利侵害を行</p>	<p>(1) (同左)</p> <p>(2) 侵害の事実を疎明するための資料 <input type="checkbox"/> 輸入差止申立てに係る<u>侵害すると認める物品</u>が侵害物品に該当する事実を疎明する資料であり、認定手続及び輸入差止申立てにおける専門委員意見照会等において輸入者等の利害関係者に開示できるもの <input type="checkbox"/> (注 1) 「侵害の事実」とは、国内外において現に<u>侵害すると認める物品</u>が存在している必要性は必ずしもなく、過去に権利侵害があったこと等により<u>侵害すると認める物品</u>の輸入が見込まれる場合を含むことに留意する。</p> <p>(注 2) (同左)</p> <p>イ 特許権又は実用新案権</p> <p>(イ) <u>侵害すると認める物品</u>が特許発明又は登録実用新案の技術的範囲に属すると認める理由を明らかにする資料であって、次の①から④までの事項を記載したもの（当該物品が権利侵害を構成することを証する判決書、仮処分決定通知書、判定書又は弁護士等が作成した鑑定書が提出された場合は、この限りでない。）</p> <p>① (同左)</p> <p>② <u>侵害すると認める物品</u>の技術的構成を上記①の記載と対応させた、<u>侵害すると認める物品</u>の具体的態様の特定（例えば、上記①の構成要件の一つが「厚さ 1～5 mm の金属製の蓄熱板」であるとき、<u>侵害すると認める物品</u>の対応部分の寸法、材質、用途を特定する。）</p> <p>③ 上記①に記載した技術的範囲の説明と上記②に記載した具体的態様を対比して説明した、<u>侵害すると認める物品</u>が権利の技術的範囲に属する理由</p> <p>④ <u>侵害すると認める物品</u>が特許請求（又は実用新案登録請求）の範囲に記載された構成と均等なものとして、特許発明（又は登録実用新案）の技術的範囲に属すると主張する場合には、その理由及び証拠</p> <p>(ロ) 実用新案権については、次の資料の添付を求めるものとする。</p> <p>① (同左)</p> <p>② 実用新案法第 29 条の 2 の規定に基づき権利者が権利侵害を行</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>う者に対して発した警告書の写し（権利者が権利侵害を行う者を把握し、かつ、警告を発していない場合には警告書を発するよう指導し、<u>対象品</u>を輸入することが予想される者のうちその者に対する警告書の写しが添付されていないものについては、その者に係る部分について「輸入差止申立書」が受け付けられていないものとして取り扱うとともに、「輸入差止申立書」には可能な限り権利侵害を行う者の具体的情報の記載を求める。）</p> <p>(ハ) <u>対象品</u>が並行輸入品には当たらない物品に該当する事実を疎明する場合においては、特許権については前記69の11-7(2)に該当しない理由、実用新案権については前記69の11-7(3)において準用されている同(2)に該当しない理由を記載した書類の添付を求めるものとする。</p> <p>ロ 意匠権</p> <p>(イ) <u>対象品</u>が登録意匠及びこれに類似する意匠の範囲に属すると認める理由を明らかにする資料であって、次の①から③までの事項を記載したもの（当該物品が権利侵害を構成することを証する判決書、仮処分決定通知書、判定書又は弁護士等が作成した鑑定書が提出された場合は、この限りでない。）</p> <p>① （省略）</p> <p>② 上記①の記載と対応させた、<u>対象品</u>の特定及び説明</p> <p>③ 上記①の登録意匠の説明と上記②の<u>対象品</u>を対比して説明した、<u>対象品</u>が登録意匠及びこれに類似する意匠の範囲に属する理由</p> <p>(ロ) <u>対象品</u>が並行輸入品に当たらない物品に該当する事実を疎明する場合においては、前記69の11-7(3)において準用されている同(2)に該当しない理由を記載した書類の添付を求めるものとする。</p> <p>ハ 商標権</p> <p><u>対象品</u>の標章の使用の態様を示す写真等の資料であって、商品全体を観察できるもの（補足説明を含む）。なお、この場合、次の①及</p>	<p>う者に対して発した警告書の写し（権利者が権利侵害を行う者を把握し、かつ、警告を発していない場合には警告書を発するよう指導し、<u>侵害すると認める物品</u>を輸入することが予想される者のうちその者に対する警告書の写しが添付されていないものについては、その者に係る部分について「輸入差止申立書」が受け付けられていないものとして取り扱うとともに、「輸入差止申立書」には可能な限り権利侵害を行う者の具体的情報の記載を求める。）</p> <p>(ハ) <u>侵害すると認める物品</u>が並行輸入品には当たらない物品に該当する事実を疎明する場合においては、特許権については前記69の11-7(2)に該当しない理由、実用新案権については前記69の11-7(3)において準用されている同(2)に該当しない理由を記載した書類の添付を求めるものとする。</p> <p>ロ 意匠権</p> <p>(イ) <u>侵害すると認める物品</u>が登録意匠及びこれに類似する意匠の範囲に属すると認める理由を明らかにする資料であって、次の①から③までの事項を記載したもの（当該物品が権利侵害を構成することを証する判決書、仮処分決定通知書、判定書又は弁護士等が作成した鑑定書が提出された場合は、この限りでない。）</p> <p>① （同左）</p> <p>② 上記①の記載と対応させた、<u>侵害すると認める物品</u>の特定及び説明</p> <p>③ 上記①の登録意匠の説明と上記②の<u>侵害すると認める物品</u>を対比して説明した、<u>侵害すると認める物品</u>が登録意匠及びこれに類似する意匠の範囲に属する理由</p> <p>(ロ) <u>侵害すると認める物品</u>が並行輸入品に当たらない物品に該当する事実を疎明する場合においては、前記69の11-7(3)において準用されている同(2)に該当しない理由を記載した書類の添付を求めるものとする。</p> <p>ハ 商標権</p> <p><u>侵害すると認める物品</u>の標章の使用の態様を示す写真等の資料であって、商品全体を観察できるもの（補足説明を含む）。なお、この</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>び②の事項が明らかになるよう留意する。（当該物品が権利侵害を構成することを証する判決書、仮処分決定通知書、判定書又は弁護士等が作成した鑑定書が提出された場合は、この限りでない。）</p> <p>① <u>対象品</u>に付された商標が登録商標と同一又は類似する商標であること</p> <p>② <u>対象品</u>が指定商品と同一又は類似する商品であること</p> <p>ニ 著作権又は著作隣接権（著作権法第113条第10項に係るものを除く。）</p> <p><u>対象品</u>が著作権又は著作隣接権を侵害する理由を明らかにする資料であって、例えば次の①及び②に掲げる事項を記載したもの（当該物品が権利侵害を構成することを証する判決書、仮処分決定通知書又は弁護士等が作成した鑑定書が提出された場合は、この限りでない。）</p> <p>① <u>対象品</u>が著作物に依拠していること</p> <p>② <u>対象品</u>が著作物と同一性又は類似性を有すること</p> <p>ホ （省略）</p> <p>へ 育成者権</p> <p><u>対象品</u>が育成者権を侵害する理由を明らかにする資料であって、例えば次の①から④までに掲げる資料（当該物品が権利侵害を構成することを証する判決書、仮処分決定通知書又は弁護士等が作成した鑑定書が提出された場合は、この限りでない。）なお、可能な限り③について提出されることが望ましい。</p> <p>① 登録品種の植物体と<u>対象品</u>の植物体同士を同一条件下で比較栽培し、両者の特性を比較した資料</p> <p>② <u>対象品</u>が登録品種の品種登録簿に記載された登録品種の審査特性により明確に区別されない品種であって、当該<u>対象品</u>が当該登録品種と特性により明確に区別されない品種であることが法律上推定されることを明らかにする資料</p>	<p>場合、次の①及び②の事項が明らかになるよう留意する。（当該物品が権利侵害を構成することを証する判決書、仮処分決定通知書、判定書又は弁護士等が作成した鑑定書が提出された場合は、この限りでない。）</p> <p>① <u>侵害すると認める物品</u>に付された商標が登録商標と同一又は類似する商標であること</p> <p>② <u>侵害すると認める物品</u>が指定商品と同一又は類似する商品であること</p> <p>ニ 著作権又は著作隣接権（著作権法第113条第10項に係るものを除く。）</p> <p><u>侵害すると認める物品</u>が著作権又は著作隣接権を侵害する理由を明らかにする資料であって、例えば次の①及び②に掲げる事項を記載したもの（当該物品が権利侵害を構成することを証する判決書、仮処分決定通知書又は弁護士等が作成した鑑定書が提出された場合は、この限りでない。）</p> <p>① <u>侵害すると認める物品</u>が著作物に依拠していること</p> <p>② <u>侵害すると認める物品</u>が著作物と同一性又は類似性を有すること</p> <p>ホ （同左）</p> <p>へ 育成者権</p> <p><u>侵害すると認める物品</u>が育成者権を侵害する理由を明らかにする資料であって、例えば次の①から④までに掲げる資料（当該物品が権利侵害を構成することを証する判決書、仮処分決定通知書又は弁護士等が作成した鑑定書が提出された場合は、この限りでない。）なお、可能な限り③について提出されることが望ましい。</p> <p>① 登録品種の植物体と<u>侵害すると認める物品</u>の植物体同士を同一条件下で比較栽培し、両者の特性を比較した資料</p> <p>② <u>侵害すると認める物品</u>が登録品種の品種登録簿に記載された登録品種の審査特性により明確に区別されない品種であって、当該<u>侵害すると認める物品</u>が当該登録品種と特性により明確に区別されない品種であることが法律上推定されることを明らかにする資料</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>③ 対象品のDNA鑑定書 ④ （省略） ト （省略）</p> <p>(3) 識別ポイントに係る資料 当該輸入差止申立てに基づき認定手続を執るべき税関において、侵害疑義物品の発見の参考となる資料であり、<u>次の①から③までに掲げる事項を記載したもの</u></p> <p>① 対象品（商品名、型番、写真等） ② <u>真正品と対象品の真偽識別資料（形状等の真偽識別ポイント及び方法。特に、対象品が、いわゆるデッドコピー商品の場合には、真正品と対象品の違いを写真により明示した資料の提出を求めるものとする。）</u> ③ <u>その他参考資料（包装等）</u></p> <p>(4) （省略）</p> <p>(5) 代理権に関する書類（代理人が輸入差止申立ての手続を行う場合に限る。） 権利者が、代理人に輸入差止申立ての手続を委任する場合には、委任の範囲が明示された代理権を証したものを<u>（原本であることを要しない。）</u></p> <p>（その他の資料）</p> <p>69の13-4 申立先税関の本関知的財産調査官は、申立人から次の①から⑥に掲げる資料等を輸入差止申立ての受理の際又は当該受理の後追加して提出したい旨の申出があった場合において、認定手続を執るために必要と認めるときは、当該資料等を逐次受理し、当該輸入差止申立てに基づき認定手続を執る他の税関に連絡する。この場合において、提出された資料等は、輸入差止申立てに係る添付資料等の一部として取り扱うこととする。なお、申立先税関の本関知的財産調査官及び総括知的財産調</p>	<p>③ <u>侵害すると認める物品</u>のDNA鑑定書 ④ （同左） ト （同左）</p> <p>(3) 識別ポイントに係る資料 当該輸入差止申立てに基づき認定手続を執るべき税関において、侵害疑義物品の発見の参考となる資料であり、<u>真正商品又は侵害すると認める物品の特徴（商品名や型番等の特有の表示、形状、包装等の真正商品と侵害すると認める物品を識別するポイント及び方法を示したもの（特に、侵害すると認める物品が、いわゆるデッドコピー商品の場合には、真正商品と侵害すると認める物品の違いを写真により明示した資料の提出を求めるものとする。）</u></p> <p>（新設） （新設）</p> <p>（新設）</p> <p>(4) （同左）</p> <p>(5) 代理権に関する書類（代理人が輸入差止申立ての手続を行う場合に限る。） 権利者が、代理人に輸入差止申立ての手続を委任する場合には、委任の範囲が明示された代理権を証したものを</p> <p>（その他の資料）</p> <p>69の13-4 申立先税関の本関知的財産調査官は、申立人から次の①から⑥に掲げる資料等を輸入差止申立ての受理の際又は当該受理の後追加して提出したい旨の申出があった場合において、認定手続を執るために必要と認めるときは、当該資料等を逐次受理し、当該輸入差止申立てに基づき認定手続を執る他の税関に連絡する。この場合において、提出された資料等は、輸入差止申立てに係る添付資料等の一部として取り扱うこととする。なお、申立先税関の本関知的財産調査官及び総括知的財産調</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>査官が必要と認める場合には、必要と認める資料等の提出をしようとして差し支えない。</p> <p>① 輸入差止申立てに係る<u>対象品</u>について権利侵害を証する裁判所の判決書若しくは仮処分決定通知書の写し又は特許庁の判定書の写し</p> <p>② 弁護士等が作成した輸入差止申立てに係る<u>対象品</u>に関する鑑定書</p> <p>③～⑤ （省略）</p> <p>⑥ <u>対象品</u>を輸入することが予想される者、その輸出者その他<u>対象品</u>に関する情報を確認することができる資料</p> <p>（輸入差止申立ての受理前の公表等）</p> <p>69の13-6 前記69の13-2の規定に基づき提出された「輸入差止申立書」（「輸入差止申立書（保護対象営業秘密関係）」を除く。）の記載事項及び添付資料に不備がないことを確認したときは、速やかに以下の事務を行うものとする。</p> <p>(1) 税関ホームページにおける公表等</p> <p>総括知的財産調査官は、申立審査通達の第1章の2の(1)により申立先税関の本関知的財産調査官から連絡を受けた場合、「輸入差止申立書」に基づき、次の事項を財務省の税関ホームページを利用して公表する。この場合には、利害関係者が申立先税関に意見を提出できる旨を付記するものとする。なお、申立審査通達の第1章の3の(1)により、公表前に「輸入差止申立書」の記載事項の補正が必要であると判明した場合は、申立人に補正を求め、補正後速やかに公表するものとする。</p> <p>①及び② （省略）</p> <p>③ 「<u>認定手続を執るべきことを申し立てる貨物（対象品）</u>の品名」差止対象となる物品の品名を表示する。</p> <p>④～⑥ （省略）</p> <p>(2) （省略）</p> <p>(3) <u>対象品及び侵害すると認める理由</u>の開示</p>	<p>査官が必要と認める場合には、必要と認める資料等の提出をしようとして差し支えない。</p> <p>① 輸入差止申立てに係る<u>侵害すると認める物品</u>について権利侵害を証する裁判所の判決書若しくは仮処分決定通知書の写し又は特許庁の判定書の写し</p> <p>② 弁護士等が作成した輸入差止申立てに係る<u>侵害すると認める物品</u>に関する鑑定書</p> <p>③～⑤ （同左）</p> <p>⑥ <u>侵害すると認める物品</u>を輸入することが予想される者、その輸出者その他<u>侵害すると認める物品</u>に関する情報を確認することができる資料</p> <p>（輸入差止申立ての受理前の公表等）</p> <p>69の13-6 前記69の13-2の規定に基づき提出された「輸入差止申立書」（「輸入差止申立書（保護対象営業秘密関係）」を除く。）の記載事項及び添付資料に不備がないことを確認したときは、速やかに以下の事務を行うものとする。</p> <p>(1) 税関ホームページにおける公表等</p> <p>総括知的財産調査官は、申立審査通達の第1章の2の(1)により申立先税関の本関知的財産調査官から連絡を受けた場合、「輸入差止申立書」に基づき、次の事項を財務省の税関ホームページを利用して公表する。この場合には、利害関係者が申立先税関に意見を提出できる旨を付記するものとする。なお、申立審査通達の第1章の3の(1)により、公表前に「輸入差止申立書」の記載事項の補正が必要であると判明した場合は、申立人に補正を求め、補正後速やかに公表するものとする。</p> <p>①及び② （同左）</p> <p>③ 「<u>侵害すると認める物品</u>の品名」 差止対象となる物品の品名を表示する。</p> <p>④～⑥ （同左）</p> <p>(2) （同左）</p> <p>(3) <u>侵害すると認める理由</u>の開示</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>申立先税関の本関知的財産調査官は、<u>対象品及び侵害すると認める理由</u>（申立人が提出した侵害の事実を疎明するための資料等）を、利害関係者から開示の要請があった場合は、原則として、その写しの交付等により開示するものとする。なお、申立先税関の本関知的財産調査官は、その開示にあたって、複写による資料の正確な再現が困難である等やむを得ないと認められる場合は、申立人に対して、副本の提出を求めることができるものとする。</p> <p>(4)及び(5) （省略）</p> <p>（輸入差止申立ての内容の受理後の公表）</p> <p>69の13－8 輸入差止申立てを受理した場合には、「輸入差止申立書」の記載事項について、次により公表する。</p> <p>(1) 公表する事項</p> <p>イ及びロ （省略）</p> <p>ハ <u>認定手続を執るべきことを申し立てる貨物（対象品）の品名</u></p> <p>ニ （省略）</p> <p>(2) （省略）</p> <p>（輸入差止情報提供の取扱い）</p> <p>69の13－12 輸入差止情報提供の手続及びその取扱いは、次による。</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) 輸入差止情報提供の手続</p> <p>輸入差止情報提供をしようとする権利者に対し、次により所要の資料の提出等を求めるものとする。</p> <p>イ及びロ （省略）</p> <p>ハ <u>情報提供を行う貨物（情報提供対象品）</u> <u>情報提供対象品を特定するよう求めるものとする。なお、情報提供対象品が不明確である場合には、審査ができないことに留意すること。</u></p> <p>三 （省略）</p> <p>ホ 輸入差止情報提供書の添付資料等</p> <p>輸入差止情報提供書に添付を求める資料は、以下のとおりとす</p>	<p>申立先税関の本関知的財産調査官は、侵害すると認める理由（申立人が提出した侵害の事実を疎明するための資料等）を、利害関係者から開示の要請があった場合は、原則として、その写しの交付等により開示するものとする。なお、申立先税関の本関知的財産調査官は、その開示にあたって、複写による資料の正確な再現が困難である等やむを得ないと認められる場合は、申立人に対して、副本の提出を求めることができるものとする。</p> <p>(4)及び(5) （同左）</p> <p>（輸入差止申立ての内容の受理後の公表）</p> <p>69の13－8 輸入差止申立てを受理した場合には、「輸入差止申立書」の記載事項について、次により公表する。</p> <p>(1) 公表する事項</p> <p>イ及びロ （同左）</p> <p>ハ <u>侵害すると認める物品の品名</u></p> <p>ニ （同左）</p> <p>(2) （同左）</p> <p>（輸入差止情報提供の取扱い）</p> <p>69の13－12 輸入差止情報提供の手続及びその取扱いは、次による。</p> <p>(1) （同左）</p> <p>(2) 輸入差止情報提供の手続</p> <p>輸入差止情報提供をしようとする権利者に対し、次により所要の資料の提出等を求めるものとする。</p> <p>イ及びロ （同左）</p> <p>（新設）</p> <p>ハ （同左）</p> <p>三 輸入差止情報提供書の添付資料等</p> <p>輸入差止情報提供書に添付を求める資料は、以下のとおりとす</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>る。</p> <p>(イ) (省略)</p> <p>(ロ) <u>情報提供対象品を確認できる資料</u></p> <p>i 権利が設定登録された回路配置及び<u>情報提供対象品の回路配置の拡大カラー写真並びに半導体集積回路及び情報提供対象品の半導体集積回路の実物</u></p> <p>ii (省略)</p> <p>(ハ) 識別ポイントに係る資料</p> <p>当該輸入差止情報提供の対象となっている税関において、侵害疑義物品の発見の参考となる資料であり、真正商品又は<u>情報提供対象品</u>に特有の表示、形状、包装等の真正商品と<u>情報提供対象品</u>を識別するポイント及び方法を示したもの</p> <p>(ニ) (省略)</p> <p>△ その他の資料</p> <p>情報提供先税関の本関知的財産調査官は、情報提供者から次の①から④に掲げる資料等を輸入差止情報提供の提出の際又は当該受付の後追加して提出したい旨の申出があった場合において、輸入の差止めを実施するために必要と認めるときは、当該資料等を逐次受け付け、当該輸入差止情報提供の対象となっている他の税関に連絡する。この場合において、提出された資料等は、輸入差止情報提供に係る添付資料等の一部として取り扱うこととする。</p> <p>① 輸入差止情報提供に係る<u>情報提供対象品</u>について権利侵害を証する裁判所の判決書又は仮処分決定通知書の写し</p> <p>② 弁護士等が作成した輸入差止情報提供に係る<u>情報提供対象品</u>に関する鑑定書</p> <p>③ (省略)</p> <p>④ <u>情報提供対象品</u>を輸入することが予想される者、その輸出者その他<u>情報提供対象品</u>に関する情報</p> <p>(3)～(6) (省略)</p> <p>(その他)</p> <p>69の13-13 権利者から輸入差止申立て及び輸入差止情報提供以外の方法</p>	<p>る。</p> <p>(イ) (同左)</p> <p>(ロ) <u>侵害すると認める物品を確認できる資料</u></p> <p>i 権利が設定登録された回路配置及び<u>自己の権利を侵害すると認める回路配置の拡大カラー写真並びに半導体集積回路及び侵害すると認める半導体集積回路の実物</u></p> <p>ii (同左)</p> <p>(ハ) 識別ポイントに係る資料</p> <p>当該輸入差止情報提供の対象となっている税関において、侵害疑義物品の発見の参考となる資料であり、真正商品又は<u>侵害すると認める物品</u>に特有の表示、形状、包装等の真正商品と<u>侵害すると認める物品</u>を識別するポイント及び方法を示したもの</p> <p>(ニ) (同左)</p> <p>△ その他の資料</p> <p>情報提供先税関の本関知的財産調査官は、情報提供者から次の①から④に掲げる資料等を輸入差止情報提供の提出の際又は当該受付の後追加して提出したい旨の申出があった場合において、輸入の差止めを実施するために必要と認めるときは、当該資料等を逐次受け付け、当該輸入差止情報提供の対象となっている他の税関に連絡する。この場合において、提出された資料等は、輸入差止情報提供に係る添付資料等の一部として取り扱うこととする。</p> <p>① 輸入差止情報提供に係る<u>侵害すると認める物品</u>について権利侵害を証する裁判所の判決書又は仮処分決定通知書の写し</p> <p>② 弁護士等が作成した輸入差止情報提供に係る<u>侵害すると認める物品</u>に関する鑑定書</p> <p>③ (同左)</p> <p>④ <u>侵害すると認める物品</u>を輸入することが予想される者、その輸出者その他<u>侵害すると認める物品</u>に関する情報</p> <p>(3)～(6) (同左)</p> <p>(その他)</p> <p>69の13-13 権利者から輸入差止申立て及び輸入差止情報提供以外の方法</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(例：電子メール) により侵害すると認める<u>貨物</u>に係る資料等の提供があった場合は、これを受け付けることとし、必要に応じ関係税関にその写しを送付する。なお、この場合においては、できる限り輸入差止申立て又は輸入差止情報提供を行うようしようようするものとする。</p> <p style="text-align: center;">第 6 章の 2 認定通関業者</p> <p>(認定内容の変更手続)</p> <p>79-4 認定通関業者に係る認定内容の変更の届出等の手続は、次による。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 法第79条第3項第1号ハからホまでに該当することとなった場合又は法第79条の4第1項第2号若しくは第3号に規定する認定の失効事由に該当した場合にはその旨を、次のいずれかに該当する場合にはその内容を認定内容の変更手続により遅滞なく担当税関の本関の認定担当部門（<u>下記ロに規定する役員及びニに規定する通関業営業所を廃止する場合については、通関業監督官部門</u>）に届け出るようしようようする。なお、届出者の利便性等を考慮し、所轄税関の本関の認定担当部門又は署所の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該変更届の提出があった所轄税関の本関の認定担当部門又は署所の窓口担当部門は、その変更届を（所轄税関の最寄りの官署の窓口担当部門に提出があった場合は、当該税関の本関の認定担当部門を経由して）速やかに担当税関の本関の認定担当部門に送付するものとする。</p> <p>イ～ニ (省略)</p>	<p>(例：電子メール) により侵害すると認める<u>物品</u>に係る資料等の提供があった場合は、これを受け付けることとし、必要に応じ関係税関にその写しを送付する。なお、この場合においては、できる限り輸入差止申立て又は輸入差止情報提供を行うようしようようするものとする。</p> <p style="text-align: center;">第 6 章の 2 認定通関業者</p> <p>(認定内容の変更手続)</p> <p>79-4 認定通関業者に係る認定内容の変更の届出等の手続は、次による。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 法第79条第3項第1号ハからホまでに該当することとなった場合又は法第79条の4第1項第2号若しくは第3号に規定する認定の失効事由に該当した場合にはその旨を、次のいずれかに該当する場合にはその内容を認定内容の変更手続により遅滞なく担当税関の本関の認定担当部門に届け出るようしようようする。なお、届出者の利便性等を考慮し、所轄税関の本関の認定担当部門又は署所の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該変更届の提出があった所轄税関の本関の認定担当部門又は署所の窓口担当部門は、その変更届を（所轄税関の最寄りの官署の窓口担当部門に提出があった場合は、当該税関の本関の認定担当部門を経由して）速やかに担当税関の本関の認定担当部門に送付するものとする。</p> <p>イ～ニ (同左)</p>